



## 「公私の区別は自分のため！」

日産自動車のトップが告発され大きな話題になりました。

これは、トップの公私混同に対する内部の不満が爆発したのかもしれませんが。

公私混同は、ずるいことであり、せこいことなのです。

自分だけが得をすれば良いような行動をとる人はせこい奴だと言われます。

親族経営や、ワンマン経営の会社ではトップに公私混同があっても、面と向かって注意する人はほとんどいません。公私混同にとっては、とても良い環境です。それを良いことに公私混同は、会社のトップや親族からけじめや良心を奪い、軽蔑と不信感を増長させます。そのような環境の中で公私のけじめをきちんとつけることは、とても難しいものだと思います。

でも、公私の区別が緩い会社ほど厳しい状況にあるのは現実です。

では、公私のけじめと会社の業績は、どのような関係にあるのでしょうか。

そもそも、会社や事業は誰のためにあるのでしょうか。

会社や事業は利益を目的としています。利益を生むためには、社会から必要とされる製品やサービスを提供しなければなりません。

つまり、会社は社会にとってとても大切な役割を果たしていることとなります。

そして、会社は更に、社会の要求に応えるために利益を必要とします。

会社や事業は、このように社会の仕組みの中に組み込まれ、社会的な存在です。

このように考えると、会社は株主の所有ではあるけれど、決して株主が好き勝手にしてよいというものではありません。それは、法律の規定からも理解できることです。

どうしたらもっと顧客そして社会の役に立つことができるだろうか。どうしたら、会社で働いている人たちにもっとやりがいを持ってもらえるだろうか。これは、本当に自分のやりたい事なんだろうか。などを常に自分に問いかけ、考え続けることで自ずと公私のけじめが育つものだと考えています。

そうすればきっと、自己の可能性の実現とともに、会社の発展につながるのではないのでしょうか。

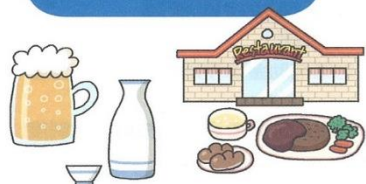
石原知二

## 「軽減税率制度」の概要

令和元年10月1日の消費税率引上げと同時に、軽減税率制度が始まります。

事業者の方は、消費税等の申告を行うために毎日の売上げ・仕入れを適用税率ごとに区分して記帳するなどの経理を行っていただく必要があります。

標準税率10%



軽減税率8%



事業者は  
様々な対応が  
必要になります。

軽減税率制度は業種にかかわらず、すべての事業者に影響があります。

まずは、消費税の軽減税率制度の対象品目の確認が必要です。

次ページ(裏面)をご覧ください。

# 軽減税率の対象と

## なるもの・ならないもの



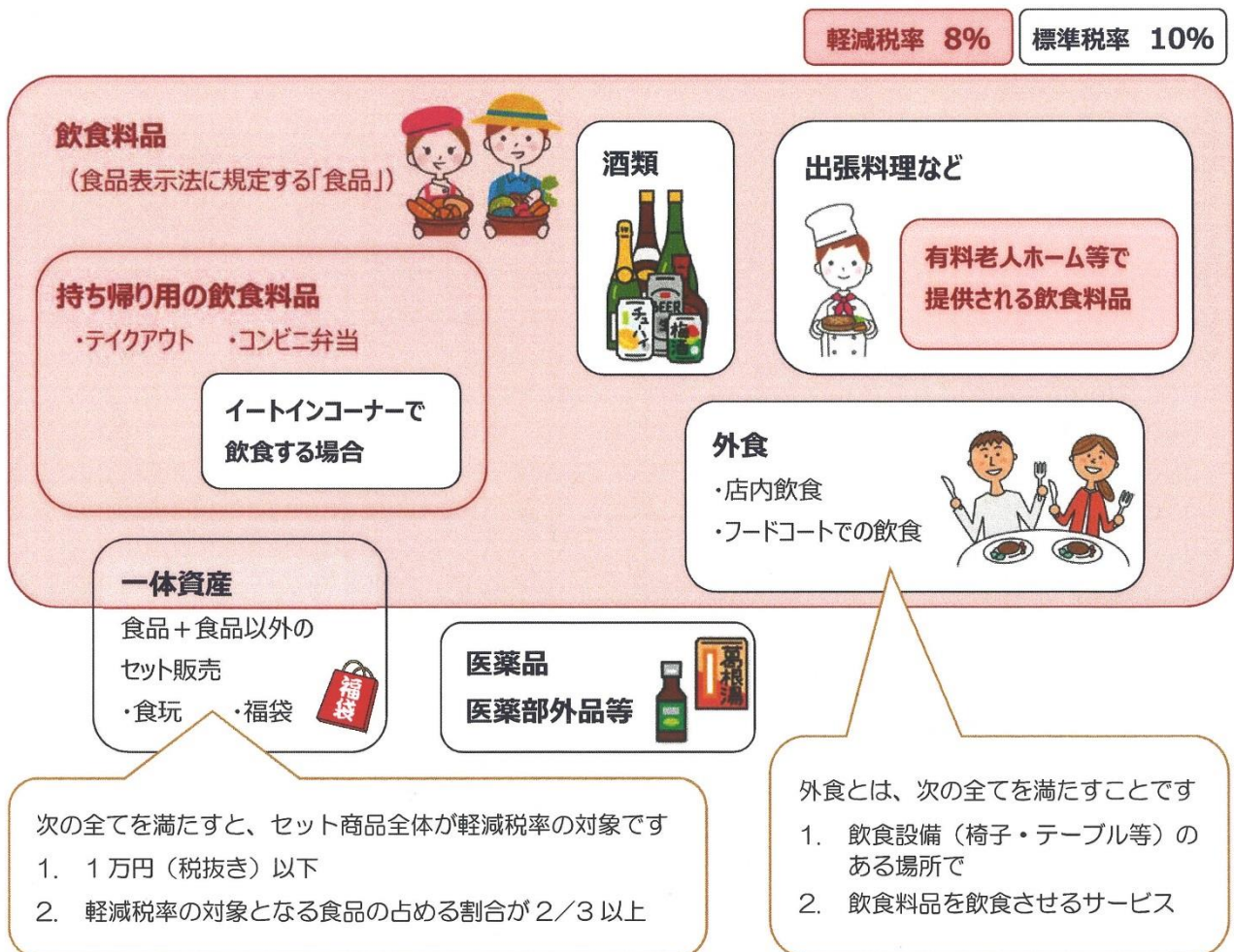
令和元年 10 月 1 日の消費税率引上げと同時に、軽減税率制度が始まります。飲食料品と新聞が対象ですが、その線引きは少し複雑。何が 8% となり、何が 10% となるのでしょうか。

### 8%と 10%、税率が 2 つになります

軽減税率 8% が適用されるのは、次の 2 つです。これら以外は、標準税率 10% が適用されます。

- ① 飲食料品（お酒や外食サービスを除く）
- ② 週 2 回以上発行される新聞（定期購読されるものに限る）

上記①を色分けすると、次のとおりです。



参考：中小企業庁「消費税軽減税率まるわかり BOOK」